



公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成18年6月8日

長野県知事 田 中 康 夫

- 1 申請のあった年月日
平成18年5月16日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人学童教育支援ネットワークドリーム
- 3 代表者の氏名
裕 本 修 二
- 4 主たる事務所の所在地
長野県茅野市北山552番地420
- 5 定款に記載された目的

この法人は、自治体が運営する学童施設を、委託を受けることによって運営し、学童保育児童の安全を確保、心身の健康と成長への寄与及び教育的支援を行うことにより、学童保育児童を持つ親が、安心して社会活動に参画できる環境を整え、子育て支援をすることを目的とする。

また、社会的に有益な教育活動を行っている他の団体及び個人の教育活動を、広く社会に広報するための活動を行い、それらの団体及び個人と連帯し、広く社会貢献を行うことを目的とする。

さらに、近年急増している、学習障害児童の教育的支援活動を行うことを目的とする。

NPO推進チーム

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成18年6月8日

長野県知事 田 中 康 夫

- 1 入札に付する事項
 - (1) 借入をする物品等及び数量
ファイアーウォールサーバ1台
 - (2) 物品等の特質
入札説明書及び仕様書によります。
 - (3) 借入期間
平成18年10月1日から平成19年3月31日まで
 - (4) 借入場所
入札説明書及び仕様書によります。
 - (5) 入札方法
価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

- 2 入札に参加する者に必要な資格
次のいずれにも該当する者とします。
 - (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
 - (2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がC以上に格付けされている者であること。
 - (3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領（平成11年4月1日付け11管第35号）に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。
 - (4) 過去に種類を同じくする業務を誠実に履行した実績を有する者であること。
- 3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先
長野市大字南長野字幅下692-2
長野県総務部情報政策チーム
電話 026 (235) 7071
- 4 入札説明会の日時及び場所
 - (1) 日時 平成18年6月14日 午後3時から
 - (2) 場所 長野県庁 西庁舎1階パソコン実習室
- 5 入札手続等
 - (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
 - (2) 入札及び開札の日時及び場所
ア 日時 平成18年6月20日 午後4時
イ 場所 長野県庁 西庁舎4階403号会議室
 - (3) 郵送による場合の入札書の受領期限及び提出場所
ア 日時 平成18年6月19日 午後5時
イ 場所 県庁専用郵便番号 380-8570
長野県総務部 情報政策チーム
 - (4) 入札保証金
政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。
 - (5) 契約保証金
政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。
 - (6) 入札の無効
規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。
 - (7) 契約書作成の要否
必要とします。
 - (8) 落札者の決定方法
予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもってした者を落札者として決定します。
- 6 その他
詳細は、入札説明書によります。

情報政策チーム

公告

平成19年度長野県福祉大学校学生を次のとおり募集します。

平成18年 6月 8日

長野県知事 田 中 康 夫

1 募集人員

募集人員は、次のとおりです。

学 科	募集人員	うち推薦による入学審査
保 育 学 科	50人	20人程度
介護福祉学科	20人	—

2 一般入学審査

(1) 出願資格

学 科	出 願 資 格
保 育 学 科	次のいずれかに該当する者(平成19年3月31日までに該当する見込みの者を含みます。) ア 学校教育法(昭和22年法律第26号)による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者又は通常の課程による12年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程により、これに相当する学校教育を修了した者を含みます。) イ 学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第69条第1号から第4号まで又は第77条の5第1号若しくは第2号のいずれかに該当する者 ウ 学校教育法施行規則第77条の5第3号の規定により長野県福祉大学校が実施する入学資格審査において高等学校を卒業した者に準ずる学力があると認められた者
介護福祉学科	次のア、イ又はウのいずれかに該当する者であって、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第18条の6第1号の指定を受けた学校その他の施設を卒業して保育士の資格を取得した者(平成19年3月31日までに取得する見込みの者を含みます。) ア 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者又は通常の課程による12年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程により、これに相当する学校教育を修了した者を含みます。) イ 学校教育法施行規則第69条第1号から第4号まで又は第77条の5第1号若しくは第2号のいずれかに該当する者 ウ 学校教育法施行規則第77条の5第3号の規定により長野県福祉大学校が実施する入学資格審査において高等学校を卒業した者に準ずる学力があると認められた者

(2) 出願手続

ア 提出書類

学 科	提 出 書 類
保 育 学 科	(7) 入学願書(長野県福祉大学校所定の用紙によります。) (4) 入学資格を有することを証する書類((1)のイ又はウに該当する者に限ります。) (9) 最終卒業学校の調査書(大学、短期大学等の卒業者(平成19年3月31日までに卒業する見込みの者を含みます。)にあっては、卒業(見込み)証明書及び成績証明書)

	(1) 音楽習熟度調査書(長野県福祉大学校所定の用紙によります。) (2) 返信用封筒2通(1通は80円切手をはった長形3号のもの。1通は角形2号のもので切手をはる必要はありません。いずれにも出願者の住所、氏名及び郵便番号を明記してください。)
介護福祉学科	(7) 入学願書(長野県福祉大学校所定の用紙によります。) (4) 保育士証の写し又は保育士資格取得(見込み)証明書 (9) 入学資格を有することを証する書類((1)のイ又はウに該当する者に限ります。) (1) 最終卒業学校の卒業(見込み)証明書及び成績証明書 (2) 面接個人カード(長野県福祉大学校所定の用紙によります。) (3) 返信用封筒2通(1通は80円切手をはった長形3号のもの。1通は角形2号のもので切手をはる必要はありません。いずれにも出願者の住所、氏名及び郵便番号を明記してください。)

イ 入学審査料

入学審査料(2,200円)は、長野県収入証紙により(入学願書の所定欄にはって、消印しないこと。)納付してください。

ウ 入学願書受付期間

学 科	入 学 願 書 受 付 期 間
保 育 学 科	平成19年1月5日(金)から1月16日(火)まで(受付時間は午前8時30分から午後5時15分まで)。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除きます(郵送による場合は、平成19年1月16日までの消印のあるものに限り受け付けます。)
介護福祉学科	平成18年10月16日(月)から10月26日(木)まで(受付時間は午前8時30分から午後5時15分まで)。ただし、土曜日及び日曜日を除きます(郵送による場合は、平成18年10月26日までの消印のあるものに限り受け付けます。)

エ 入学願書提出先

長野県諏訪市清水2丁目2番15号(郵便番号 392-0007)
長野県福祉大学校
郵送による場合は、封筒の表に「入学願書在中」と朱書き、簡易書留により提出してください。

オ 入学審査票の交付

入学願書を受理したときは、入学審査票を交付します。

(3) 入学審査

ア 方法

入学審査は、筆記試験、実技試験(保育学科に限ります。)及び人物考査に基づいて行います。

イ 期日及び場所

(7) 期日

学 科	審 査 期 日
保 育 学 科	平成19年2月1日(木)
介護福祉学科	平成18年11月11日(土)

(イ) 場所

長野県福祉大学校

ウ 審査内容

学 科	審 査 内 容
保 育 学 科	(7) 筆記試験 a 国語(国語総合及び現代文) b 外国語(英語Ⅰ及び英語Ⅱ) (イ) 実技試験(ピアノ演奏又は歌唱のうちから一つを選択) a ピアノ演奏 バイエル教則本の70番から106番まで、ブルグミュラー25練習曲及びツェルニー30番練習曲から、受験者が選択する1曲(演奏の際には、楽譜を見ることが出来ます。なお、リピート(繰り返し部分)は繰り返す必要はありません。) b 歌唱 「現代こどものうた名曲全集 中田喜直・小林純一編」(音楽之友社)の中の「いぬのおまわりさん」若しくは「めだかのがっこう」又は「女子音楽 ドルチェ」(音楽之友社)の中の「夏の思い出」の3曲から、受験者が選択する1曲(ピアノ伴奏は付きませんが、楽譜は見ることができません。「夏の思い出」を選択する場合は、主旋律を歌ってください。) (ウ) 人物考査(面接試験)
介護福祉学科	(7) 筆記試験(小論文) (イ) 人物考査(面接試験)

(4) 合格発表

ア 期日

学 科	発 表 期 日
保 育 学 科	平成19年2月14日(水)
介護福祉学科	平成18年11月21日(火)

イ 方法

長野県福祉大学校掲示板及び長野県ホームページ(<http://www.pref.nagano.jp>)に掲示するとともに合格者に通知します。なお、電話による問い合わせには応じません。

3 推薦による入学審査(保育学科に限ります。)

(1) 出願資格

長野県内の高等学校を平成19年3月に卒業見込みの者

(2) 推薦条件及び推薦枠

ア 推薦条件

高等学校長が推薦する次の条件のいずれにも該当する者

(7) 高等学校における調査書の全体の評定平均値が3.7以上である者

(イ) 長野県福祉大学校への入学を専ら志願する者

イ 推薦枠

同一高等学校からの推薦人員は、2名以内とします。

(3) 出願手続き

ア 提出書類

(7) 入学願書(長野県福祉大学校所定の用紙によります。)

(イ) 高等学校の調査書

(ウ) 音楽習熟度調査書(長野県福祉大学校所定の用紙により

ます。)

(エ) 推薦書(長野県福祉大学校所定の用紙によります。)

(オ) 入学審査票返信用封筒(80円切手をはった長形3号のもの。出願者の住所、氏名及び郵便番号を明記してください。)

(カ) 結果通知用封筒(角形2号に高等学校長名、高等学校住所及び郵便番号を明記したものを1校1通提出してください。切手をはる必要はありません。)

イ 入学審査料

2の(2)のイのとおりです。

ウ 入学願書受付期間

平成18年11月6日(月)から11月16日(木)まで(受付時間は午前8時30分から午後5時15分まで)。ただし、土曜日及び日曜日を除きます(郵送による場合は、平成18年11月16日までの消印のあるものに限り受け付けます。)

エ 出願方法

出願書類及び入学審査料を、高等学校長を経由して長野県福祉大学校に提出してください。

オ 入学願書提出先

2の(2)のエのとおりです。

カ 入学審査票の交付

2の(2)のカのとおりです。

(4) 入学審査

ア 方法

入学審査は、筆記試験及び人物考査に基づいて行います。

イ 期日及び場所

(7) 期日

平成18年12月2日(土)

(イ) 場所

長野県福祉大学校

ウ 審査内容

(7) 筆記試験(小論文)

(イ) 人物考査(面接試験)

(5) 合格発表

ア 期日

平成18年12月12日(火)

イ 方法

長野県福祉大学校掲示板及び長野県ホームページ(<http://www.pref.nagano.jp>)に掲示するとともに、高等学校長を経由し本人に通知します。なお、電話による問い合わせには応じません。

4 その他

(1) 2の(1)のウの長野県福祉大学校の入学資格審査を受けようとする者は、保育学科の入学資格審査にあっては平成18年10月27日(金)から11月6日(月)(必着)までの間に、介護福祉学科の入学資格審査にあっては平成18年8月17日(木)から8月28日(月)(必着)までの間に、長野県福祉大学校所定の入学資格認定申請書を提出してください。

(2) 入学願書等の用紙の請求又は入学審査若しくは入学資格認定申請についての問い合わせは、長野県福祉大学校(電話 0266(57)4821)あてに行ってください(郵便により入学願書、入学資格認定申請書等の用紙を請求する場合は、請求者の住所、氏名、郵便番号及び希望学科名を明記し、200円切手をはった封筒(角形2号)を同封してください。)

(3) この試験の実施に際して収集する個人情報、この試験のために必要な範囲でのみ利用します。

福祉健康政策チーム

公告

平成19年度長野県公衆衛生専門学校歯科衛生士学科学生を次のとおり募集します。

平成18年6月8日

長野県知事 田中康夫

1 募集人員等

所在地及び名称	募集人員	
		うち推薦による選抜
長野市妻科144番地 (郵便番号 380-0872) 長野県公衆衛生専門学校 電話 026 (232) 4274	20人	10人程度
伊那市大字伊那4347番地の1 (郵便番号 396-0021) 長野県公衆衛生専門学校伊那校 電話 0265 (72) 4730	20人	10人程度

2 修業年限

2年

3 出願資格

次のいずれかに該当する者(平成19年3月31日までに該当する見込みの者を含みます。)

- (1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)による高等学校又は中等教育学校を卒業した者
- (2) 学校教育法第56条に規定する通常の課程による12年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含みます。)
- (3) 学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第69条の規定に該当し、大学入学に関し、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者

4 入学試験

(1) 期日

平成19年1月25日(木)

(2) 場所

入学しようとする長野県公衆衛生専門学校又は長野県公衆衛生専門学校伊那校

(3) 審査内容

ア 学力試験科目

国語総合(現代文に限ります。)及び英語Ⅰ

イ 人物考査

5 入学志願の手続

(1) 提出書類

ア 入学願書(本校所定の用紙によります。)

イ 成績証明書又は調査書

ウ 人物調書(本校所定の用紙によります。ただし、イによる調査書を提出された場合を除きます。)

エ 最終学校の卒業証明書又は卒業見込証明書(イによる書類の記載のある場合を除きます。)

オ あて先明記の官製はがき

カ あて先明記の返信用封筒(90円切手をはった長形3号定形封筒)

(2) 受付場所

入学しようとする長野県公衆衛生専門学校又は長野県公衆衛生専門学校伊那校

(3) 受付期間

平成19年1月5日(金)から1月12日(金)まで(郵送による場合は、平成19年1月12日までの消印のあるものに限り受け付けます。)

(4) 受験料

受験料(2,200円)は、長野県収入証紙により(入学願書にはって、消印しないでください。)納付してください。

(5) 受験票の交付

入学願書を受理したときは、後日受験票を交付します。

6 合格者の発表

(1) 期日

平成19年2月8日(木)

(2) 方法

受験した学校に掲示するほか、全員に通知します。

7 学力試験の免除

最終学校における成績が特に優秀であって当該学校長から推薦された者についての入学試験の実施方法等は、次のとおりとします。

(1) 出願資格

平成19年3月に長野県内の高等学校を卒業見込みの者

(2) 推薦条件

ア 学業成績、人物ともに優れ心身ともに健康で歯科衛生士への能力適性について高等学校長が責任をもって推薦できる者

イ 合格した場合必ず入学する者

ウ 卒業後、長野県内において歯科医療従事者として社会に貢献しようとする積極的な意志を有する者

(3) 入学者の選抜期日、場所及び選抜方法

選抜期日 平成18年11月7日(火)

場 所 4の(2)のとおり

選抜方法 小論文、面接及び書類審査

(4) 提出書類

5の(1)に掲げる書類のほか推薦書(本校所定の用紙により、高等学校長が作成したもの。)

(5) 受付場所

5の(2)のとおり

(6) 受付期間

平成18年10月16日(月)から10月20日(金)まで(郵送による場合は、平成18年10月20日までの消印のあるものに限り受け付けます。)

(7) 受験料

5の(4)のとおり

(8) 受験票の交付

5の(5)のとおり

(9) 選抜結果の通知等

選抜結果は、推薦高等学校長を経由して本人に通知します。

(選抜結果の通知書は平成18年11月16日(木)に発送します。)

(10) 合格者の発表

6のとおり

8 問い合わせ先等

入学願書等の用紙の請求又は出願についての問い合わせは、入学しようとする長野県公衆衛生専門学校又は長野県公衆衛生専門学校伊那校に行ってください。(郵便により入学願書等の用紙を請求する場合は、140円切手をはったあて先明記の返信用封筒

(角形2号33センチメートル×24センチメートル)を同封してください。)

9 その他

この試験の実施に際して収集する個人情報は、この試験のために必要な範囲でのみ利用します。

医療チーム

公告

国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定により、次の成果を認証しました。

平成18年6月8日

長野県知事 田中康夫

調査を行った者の名	成果の名称	調査を行った期間	調査を行った地域	認証年月日
飯田市	地籍簿及び地籍図	平成16年度から平成17年度まで	飯田市南信濃和田、南信濃八重河内の各一部	平成18年6月8日
松本市	地籍簿及び地籍図	平成16年度から平成17年度まで	松本市中川の一部	平成18年6月8日
木曽郡木祖村	地籍簿及び地籍図	平成16年度から平成17年度まで	木曽郡木祖村大字葦原の一部	平成18年6月8日
飯田市	地籍簿及び地籍図	平成16年度から平成17年度まで	飯田市上村の一部	平成18年6月8日

水と土・郷づくりチーム

公告

平成18年5月31日、塩尻市田川土地改良区の定款変更を認可しました。

平成18年6月8日

長野県知事 田中康夫

水と土・郷づくりチーム

公告

県営梨窪地区土地改良事業の工事は、次のとおり完了しました。

平成18年6月8日

長野県知事 田中康夫

- 土地改良事業の名称
県営ため池等整備事業
- 工事の着手年月日
平成13年8月1日
- 工事の完了年月日
平成16年9月28日

水と土・郷づくりチーム

公告

県営有旅大池地区土地改良事業の工事は、次のとおり完了しました。

平成18年6月8日

長野県知事 田中康夫

- 土地改良事業の名称
県営ため池等整備事業
- 工事の着手年月日
平成14年10月10日
- 工事の完了年月日
平成18年1月20日

水と土・郷づくりチーム

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成18年6月8日

長野県知事 田中康夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
マツヤ小諸店
小諸市大字御影新田字谷地2081-1 ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
株式会社マツヤ
長野市大字三輪荒屋1180-1
- 3 変更した事項
大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所
(変更前)

氏名又は名称	代 表 者	所 在 地
株式会社マツヤ	小 山 重 雄	長野市大字三輪荒屋1180-1
株式会社ジャスティン	小 山 重 雄	長野市大字三輪荒屋1180-1

(変更後)

氏名又は名称	代 表 者	所 在 地
株式会社マツヤ	小 山 重 雄	長野市大字三輪荒屋1180-1

- 4 変更した年月日
平成18年 5 月 1 日
- 5 届出年月日
平成18年 5 月 8 日
- 6 届出書の縦覧の場所
長野県商工部産業政策チーム又は長野県佐久地方事務所産業労働チーム
- 7 縦覧の期間
平成18年 6 月 8 日から平成18年10月 8 日まで
- 8 意見書の様式
長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年 5 月19日付け12産振第137号)様式第 8 号による。
- 9 意見書の提出先
長野県商工部産業政策チーム又は長野県佐久地方事務所産業労働チーム

産業政策チーム

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第 6 条第 2 項の規定による変更の届出があったので、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書及び添付書類を縦覧に供します。

なお、同法第 8 条第 2 項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成18年 6 月 8 日

長野県知事 田 中 康 夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
マツヤ小諸店
小諸市大字御影新田字谷地2081-1 ほか

- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称(氏名)及び住所
株式会社マツヤ
長野市大字三輪荒屋1180-1
- 3 変更しようとする事項
荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

変 更 前	変 更 後
午前 7 時～午後 8 時	午前 5 時～午後 8 時

- 4 変更する年月日
平成18年 6 月 2 日
- 5 届出年月日
平成18年 5 月19日
- 6 届出書及び添付書類の縦覧の場所
長野県商工部産業政策チーム又は長野県佐久地方事務所産業労働チーム
- 7 縦覧の期間
平成18年 6 月 8 日から平成18年10月 8 日まで
- 8 意見書の様式
長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年 5 月19日付け12産振第137号)様式第 8 号による。
- 9 意見書の提出先
長野県商工部産業政策チーム又は長野県佐久地方事務所産業労働チーム

産業政策チーム

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第 6 条第 2 項の規定による変更の届出があったので、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書及び添付書類を縦覧に供します。

なお、同法第 8 条第 2 項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成18年 6 月 8 日

長野県知事 田 中 康 夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
マツヤ上田東店
上田市大字住吉字塚田584-1 ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称(氏名)及び住所
株式会社マツヤ
長野市大字三輪荒屋1180-1
- 3 変更しようとする事項
荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

変 更 前	変 更 後
午前 7 時～午後 8 時	午前 5 時～午後 8 時

- 4 変更する年月日
平成18年 6 月12日
- 5 届出年月日
平成18年 5 月26日

- 6 届出書及び添付書類の縦覧の場所
長野県商工部産業政策チーム又は長野県上小地方事務所産業労働チーム
- 7 縦覧の期間
平成18年6月8日から平成18年10月8日まで
- 8 意見書の様式
長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。
- 9 意見書の提出先
長野県商工部産業政策チーム又は長野県上小地方事務所産業労働チーム

産業政策チーム

産業政策チーム

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第2項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書及び添付書類を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成18年6月8日

長野県知事 田中康夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
カインズホーム塩尻店
塩尻市大字広丘高出1575ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称(氏名)及び住所
株式会社カインズ
群馬県高崎市高関町380
- 3 変更しようとする事項
駐車場の自動車の出入口の数及び位置

	変更前	変更後
入口	7	7
出口	7	8
合計	14	15

- 4 変更する年月日
平成18年6月30日
- 5 届出年月日
平成18年5月23日
- 6 届出書及び添付書類の縦覧の場所
長野県商工部産業政策チーム又は長野県松本地方事務所産業労働チーム
- 7 縦覧の期間
平成18年6月8日から平成18年10月8日まで
- 8 意見書の様式
長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。
- 9 意見書の提出先
長野県商工部産業政策チーム又は長野県松本地方事務所産業労働チーム

公告

諏訪郡富士見町による坂上地区の土地改良事業の工事について、次のように完了の届出がありました。

平成18年6月8日

長野県諏訪地方事務所長 八重田 修

- 1 土地改良事業の名称
団体営ため池等整備事業
- 2 土地改良事業の施行についての同意年月日
平成15年4月2日
- 3 土地改良事業を行った者の名称
諏訪郡富士見町
- 4 事務所の所在地
諏訪郡富士見町10777番地
- 5 工事着手年月日
平成15年7月28日
- 6 工事完了年月日
平成18年1月4日

水と土・郷づくりチーム

公告

平成18年5月26日、下伊那郡阿南町による新野大村地区の土地改良事業の施行について同意しました。

平成18年6月8日

長野県下伊那地方事務所長 田山重晴

水と土・郷づくりチーム

公告

平成18年4月27日認可した松本市による岡田本郷地区の土地改良事業の施行に伴う換地計画に基づく換地処分を、平成18年5月9日行った旨届出がありました。

平成18年6月8日

長野県松本地方事務所長 田野尻 正

水と土・郷づくりチーム

公告

安曇野市による青木新田地区の土地改良事業施行協議は、審査した結果適当であると決定しましたので、次のように縦覧に供します。

平成18年6月8日

長野県松本地方事務所長 田野尻 正

- 1 縦覧に供する書類
(1) 条例の写し
(2) 土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧の期間

平成18年6月9日から7月6日まで

3 縦覧の場所

安曇野市役所

水と土・郷づくりチーム

公告

安曇野市による富田南部地区の土地改良事業施行協議は、審査した結果適当であると決定しましたので、次のように縦覧に供します。

平成18年6月8日

長野県松本地方事務所長 田野尻 正

1 縦覧に供する書類

- (1) 条例の写し
- (2) 土地改良事業計画書の写し

2 縦覧の期間

平成18年6月9日から7月6日まで

3 縦覧の場所

安曇野市役所

水と土・郷づくりチーム

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成18年6月8日

長野県南佐久建設事務所長 塩入 邦寿

1 入札に付する事項

- (1) 借入をする物品等及び数量
電子複写機（附属機器及び消耗品を含む。） 2台
- (2) 物品等の特質
入札説明書及び仕様書によります。
- (3) 借入期間
平成18年7月1日から平成19年3月31日まで
- (4) 納入場所
佐久市臼田2015
長野県南佐久建設事務所
- (5) 入札方法
複写1回当たりの単価について行います（詳細は、入札説明書及び仕様書によります。）。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

(2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がB以上に格付けされている者であること。

(3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領（平成11年4月1日付け11管第35号）に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。

(4) 借入をする物品等に関し、アフターサービス及びメンテナンスを迅速に行う体制が整備されていること。

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

佐久市臼田2015（郵便番号 384-0301）

長野県南佐久建設事務所総務チーム

電話 0267 (82) 3101

4 入札手続等

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成18年6月22日（木） 午後1時30分

イ 場所 長野県南佐久建設事務所 第1会議室

(3) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(4) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(5) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(6) 契約書作成の要否

要します。

(7) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもってした者を落札者として決定します。

5 入札に当たっての留意事項

詳細は、入札説明書によります。

県土活用支援チーム